平成２９年（フ）第３２号
岡山県津山市野介代1418番地18、前住所岡山県津山市国分寺７番地６　サンライズ国分寺１－201
破産者　土居　　誠
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第４２号
岡山県津山市小原1240番地４
破産者　植木　峰男
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第６９号
岡山県津山市林田1041番地８、前住所岡山県津山市鍛治町50番地２
破産者　平井　彰一
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第７０号
岡山県津山市林田1041番地８、前住所岡山県津山市鍛治町50番地２
破産者　平井冨美夫
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第７１号
岡山県津山市林田1041番地８、前住所岡山県津山市鍛治町50番地２
破産者　平井美作子
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第８１号
徳島県徳島市国府町観音寺41番地の１　レオパレスタウンコート観音寺101
破産者　四宮　晃作
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１３号
徳島県徳島市南内町１丁目12番地
破産者　竈土　次子
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
秋田県横手市十文字町仁井田字宝龍77番地５藤原荘７号
破産者　佐藤　友広
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第５７号
秋田県湯沢市西新町９番11号
破産者　佐々木　薫
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１６４６号
神奈川県大和市福田1801番地16　パルハイム101号
破産者　犬童　輝幸
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８２号
横浜市泉区新橋町1296番地６　市営新橋第二住宅３棟310号
破産者　藤枝　匠太
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８９号
神奈川県藤沢市亀井野３丁目12番地の１　カーサ・アネーロ湘南101号室
破産者　上原　　勉
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６８号
神奈川県藤沢市長後1388番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県中郡大磯町東小磯363－１　ＨＡＬ201号室
破産者　吉田　　正
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４０９号
神奈川県秦野市南矢名2044番地　秦野マンションＢ－203、住民票上の住所神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1078番地１　木原工業内
破産者　石垣　和良
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２４６号
新潟市秋葉区矢代田4952番地２、前住所新潟市秋葉区舟戸１丁目４番６号
破産者　小林　　忠
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１０号
新潟市東区牡丹山６丁目２番６号　ラウムＫ－Ⅲ201号、前住所新潟市東区本所３丁目６番３号
破産者　石澤　國雄
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１３号
新潟市南区七軒146－１　サニーサイドアップ壱番館201、住民票上の住所新潟市南区味方1102番地
破産者　吉田　義広
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２９号
新潟市秋葉区小須戸3870番地６　小須戸大川前住宅305号
破産者　駒口　由香
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部